## 受動喫煙防止対策に係る改善状況報告書

			記入日:令和5年 月	∄ ⊟	
施設名	i:	施 設 所 在 地:盛岡市			
電話番号	:	氏名(役職等):			
	An / F 1 D 10 D/+	\			
提出:	令和 6 年 1 月 19 日(木	<i>)</i> までにお願いします。			
改善後	<b>後に報告をお願いいたしま</b>	<u>きす。</u>			
1 現	<b>在の喫煙の状況</b> にあてはまる番号に〇々	をつけてください。			
1	敷地内全面禁煙		⇒設問3へ		
2	屋外でのみ喫煙可能(屋内は完全禁煙)	)	⇒設問3へ		
3	屋外・屋内両方で喫煙可能		⇒設問 2、3へ		
4	屋内でのみ喫煙可能(屋外喫煙場所は	ない、屋外は敷地外 等)	⇒設問 2、3へ		
5	その他(	)	⇒設問3へ		
同封 ・ 標識の	†の資料をお読みいただき、次の項目が 	<b>i遵守できているか確認をした</b>	:うえで報告をお願いいたしま	す。	
	<b>~78日</b> 施設及び喫煙室の出入口に、必要事項	た記載し <i>た</i> <b>咽煙可能か施設で</b>	<b>あることを示す標識を規示</b> し	アハス	
L.,	他設全体が喫煙室の場合は施設の出		ののことでから一部版ではかし	( ( ) ( )	
・ 20 歳	未満の者の立入禁止				
	清掃等、喫煙目的以外であっても、噂	涅煙室には <b>20 歳未満の者は</b> ━	切立ち入らせていない。		
・技術的	<b>的基準</b> (施設全部が喫煙室の場合は①0	のみの例:喫煙可能店、喫煙	目的店)		
	①たばこの煙が室外に流出しないよう	ばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている。			
	②出入口において室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m毎秒以上である。				
	③たばこの煙が屋外又は外部に排気を	されている。			
・労働者	者の受動喫煙防止対策				
	20 歳未満または受動喫煙を望まない	労働者が喫煙エリアに立ち入	る必要のないよう、喫煙エリ	アを	
通	らない動線の工夫や、勤務シフト・業	務分担の工夫等の配慮をして	こいる。		

- ・その他、喫煙室設置の際の守るべきルール
  - ※<u>該当喫煙室を選択</u>し、各喫煙室別のルールが守られているか、確認し報告をお願いします。 該当喫煙室が不明の場合は、保健所担当(019-603-8306)へお問い合わせ下さい。

## 喫煙専用室 □ 屋内の一部に設置している。(屋内全部での喫煙は不可、フロア分煙は可) 喫煙のみに使用し休憩室、会議室、倉庫等として使用していない。 smokina room (喫煙時に飲み物を飲む等の行為は可) 20歳未満の方は立ち入れません BJには、加熱式たばこを扱うことが含まれ 加熱式たばこ専用喫煙室 □ 屋内の一部に設置している。(屋内全部での喫煙は不可、フロア分は可) 加熱式たばこ専用喫煙室 □ 加熱式たばこのみ喫煙可能(紙巻きたばこは不可) Designated heated tobacco 喫煙可能室(または喫煙可能店) □ 既存特定飲食提供施設の条件をすべて満たしている。 喫 煙 可 能 店 □ 既存特定飲食提供施設を証明する書類を保存している。 Smoking area □ 保健所へ喫煙可能室設置施設の届け出をしている。 喫煙目的室(または喫煙目的店) □ たばこ事業法による販売許可を取っており、その書類を保存している。 喫煙目的店 (たばこ事業法第 22 条第1項又は第 26 条第1項の許可に関する許可通知書) Smoking area □ 通常主食と認められる食事は出していない。 (電子レンジで加熱調理をするもの、出前は可。ランチ営業での主食の提供は可) 3 【すべての事業者様】 受動喫煙に関することでご意見等があれば記入願います。

報告書は以上です。ご協力ありがとうございました。